省エネ診断等支援事業

糸魚川市では、地球温暖化対策を推進し、二酸化炭素排出量の削減を促進するために省エネ診断等を実施する者に対して、補助金を交付します。

対象施設	工場・事務所・店舗・病院・福祉施設・宿泊施設・ビル等 中小企業の事業所 ※一般住宅は対象外です。
補助対象事業	❶（一社)環境共創イニシアチブが実施する省エネ診断拡充事業 https://shoeneshindan.jp/ ❷（一財)省エネルギーセンターが実施する省エネ最適化診断 https://www.shindan-net.jp/service/shindan/ ❸ 省エネお助け隊が実施する省エネ診断 https://www.shoene-portal.jp/about/ ❹ その他、同水準の改善提案で市長が認めるもの
補助対象者	❶ 市内に主たる事業所又は事務所を有し、事業を行う法人であること。 ❷ 宗教活動又は政治活動を行うものでないこと。 ❸ 市税等の滞納がないこと。
補助対象経費	省エネ診断等に係る診断料 
補助金の額	１回の省エネ診断等につき上限１万円（千円未満切捨て） ※ただし、診断料の額が１万円未満である場合は、1,000円未満の端数を切り捨てた額
補助金申請	各省エネ診断へ申込みを行ったあとで、診断実施前までに、市に補助金申請をしてください。
問い合わせ先	糸魚川市市民生活課 所在地：〒941-8501　新潟県糸魚川市一の宮１-２-５ ＴＥＬ：025-552-1511 ＦＡＸ：025-552-1066 E-mail：kankyo@city.itoigawa.lg.jp 